

予防

よもや話

第3回

防火対象物の項の判定について

纏 消之助

読者の皆さん！ こんにちは！

今年の冬は特に寒く感じますが、読者の皆さんは風邪など引かなかったでしょうか？ 元気が何よりです！ 健康にご注意ください。

さて、第3回の予防よもや話は「防火対象物の項の判定について」です。

1 用途は生き物、変わることを忘れるな！

消防法令による防火安全性を確保させるためには、特定用途防火対象物（以下「特定」という。）になるか、非特定防火対象物（以下「非特定」という。）になるかで大きな違いを生じさせるので、防火対象物の項の判定には特に注意を払う必要があります。また、用途が早く決まらないと、具体的な規制の話ができないので、正確に、かつ、迅速に判定する必要があります。しかし、防火対象物の中には、消防同意時の用途とは異なってしまふことが度々あります。また、防火対象物の用途は時代の変遷によって少しずつですが、変化していきます。昔にあった用途が消えて、新しい用途が出現してきます。従って、「防火対象物の用途は生きており、すぐ変わる。」ことを頭に入れておいてください。

2 関係者との事前の十分な打ち合わせを行え！

また、10年前ぐらいに、スケルトン

状態（複合用途防火対象物なのですが、入居するテナントが建物竣工時にはまだ決まっていない状態（一部だけテナントが決まっている場合もある。）で、建物の器だけ作って、中がスケスケ状態のものをいう。）で、テナントが入居する段階で占有者が自分の好きな内装等を実施する建物が流行ったときがありました。

このような防火対象物では、使用検査段階で用途が完全に判定できないことがありますので、特に注意してください。何故ならば、後から特定用途のテナントが入った場合、全体が16項イになることで、規模によっては屋内消火栓やスプリンクラーが義務設置になる場合があるからです。後から配管したり、自家発電設備等の非常電源を設置させなければいけなくなったら大変なことになります。従って、このようなことにならないように事前に関係者等とよく打ち合わせておくことが重要です。しかし、事前にどうしても用途が特定できない場合は、当該防火対象物の関係者等に対して、「万一特定用途のテナントが入った場合は、消防法令に基づく消防用設備を適切に設置します。」と言った趣旨の誓約書等を事前に書かせておくことも場合によっては必要になることを頭に入れておいてください。面倒でも、この点をきちんとしておかないと、後々問題が生じる恐れが出てくるからです。

3 用途判定時の留意事項について

私が、実務経験上、用途判定で特に注意していた点は次のとおりです。

- ① 単独項になるか、複合用途になるか。
- ② みなし従属・機能従属部分があるか。
- ③ 消防法施行令第8条の適用する部分（以下「令8区画」という。）があるか。
- ④ 防火対象物の所有形態、管理形態、使用形態を総合的に把握しているか。
- ⑤ テナントが全て決まっているか。
- ⑥ 消防法施行令第2条（以下「令2」という。）の適用があるか。
（厳密に言えば、令2があるので、消防法第8条の適用の防火対象物の用途と同法第17条の適用の防火対象物の用途が異なる場合があります。言い換えると、「防火管理は敷地単位、設備は棟単位」で考えることです。）
- ⑦ 飲食店や風俗店などの防火対象物のうち、1日の中で、用途が異なる場合（昼間の用途と夜の用途が異なること）がないか。
- ⑧ 今までには無い新たな用途ではないか。
- ⑨ 危険物施設も政令別表の用途を持つことを忘れないこと。
- ⑩ 打ち合わせ記録をきちんと残しているか。

4 異なる用途判定をした事例

昔、私が実務上でもめた用途判定がありましたので、皆さんにご紹介します。

1件目は相撲部屋です。

3つの用途に区分されていました。

1つ目は、寄宿舎（親方は管理人で、弟子は寮生という考え方）、2つ目は住宅と寮の(16)項口（親方家族部分は住宅、弟子は寮生という考え方）、3つ目は専用住宅です（相撲の世界では弟子は自分の子供だという考え方）。用途判定は、担当者の見解によっては、異なる判定結果を生み出します。更に人によっては、(15)項と判定してしまう人もいるかもしれません。いずれも非特定用途なので、それほど大きな問題にはならなかったのですが、皆さんはどう判定しますか？よく国の用途判定の回答には、「防火対象物の所有形態、管理形態、使用形態から総合的に判断して判定されたい」という回答が度々ありましたが、そのとおりだと思います。同じ相撲部屋だからと言って一律同じ用途になるとは限らないのです。

例えば、弟子の部屋が大部屋で、何人もが一部屋に一緒にいる相撲部屋の使用実態と弟子の一人ひとりに部屋があり、それぞれが個室に入っている相撲部屋があるかもしれません。使用形態が全く異なるのです。親方の家に住み込みで居候している弟子の相撲部屋なので住宅と判定しました。しかし、こちらの相撲部屋は、ワンルームマンションの寮みたいだったので、(5)項の口と判定しました。このように判定したことが間違いでしょうか？大事な点は、前3の⑩に記述した点です。担当者によって見解が異なることは有りがちなので、自分がどうしてこの用途に判定したかという点をきちんと記録しておくことが大切なのです。必ず判定した考え方や経緯をきちんと残して

おくようにしましょう！

2件目はのぞき部屋です。

当時、新しい風俗店として出現してきたのですが、その使用実態を消防職員が知らないのです。関係者からの聞き取りだけで、単純に(15)項と判定したケース、風俗店として(2)項と判定したケースがありました。先ほどの相撲部屋と異なり、こちらは不特定多数の者が利用する使用実態です。ですので、当時の私の個人的な考え方としては(15)項ではないと思っていました。しかし、前の事例と同じように色んな捉え方をしている人がいるので、所属によって用途が異なっていました。消防用設備業者さん側から見れば同じ消防本部の中で、用途が異なっているのは変だと感じるかもしれません。こういう問題点を解決するには、新しい用途や珍しい用途が出現したら、消防本部内で情報交換して取り扱いを統一することをお勧めします。国に照会しても非常に時間がかかります。こういう場合は、消防本部内又は県内、さらには全国消防長会予防委員会の定例会議等で積極的に情報交換していくことが大切だと思います。用途判定の考え方を整理しておけば、用途判定の食い違いは少なくなるはずですよ。

5 調べる時間を惜しむな！

若い予防担当の職員の皆さんに是非お勧めしたいのは、勉強する時間や調べる時間を惜しむなという点です。昔、私が消防署で、予防担当者で従事している頃、どうしてもわからない事があったので、本部のベテランの方に教えてもらおうと電話したら、「お前はそんなことも知らないで仕事している

のか！」大きな声で怒鳴りつけられました。「そんな事は本に書いてある！よく目を開けて調べろ！」今でも、その時の罵声を覚えています。それとよく調べないで電話して聞こうとした自分自身が恥ずかしかったことを今でも忘れません。

それからというものは、電話するのが怖くなり、事前に良く調べて、それでも出ていないことや解らない事を聞くようにしました。しかし、これほどここにも書いてないと思っていた質問事項に対して、先輩方はすぐに「それならあの本の第〇章の3に書いてあるから、そこを見なさい。」と答えを返してくるのでした。本当によく勉強している、調べているものだと感心させられました。こんな言い方は失礼かもしれませんが、「昔の人は本当によく知っていました。」と言いたいのです。

若い職員の皆さんに是非伝えたいのは、経験が浅いから知らないのは当然なのですが、だからこそ自分自身でよく調べてください。それが後々皆さんの肉となり骨となるのです。関係法令集を何度も開いて見てください！消防法の解説を良く読んでください！過去の行政実例を良く調べてください！面倒くさいと言わず、コツコツ勉強し、現場を経験し、先輩の自慢話を聞いてあげてください！予防業務の範囲は広いので、一歩、一歩、焦らず、着実に毎日の時間を大切に頑張ってください！

〈問い合わせ先〉

E-mail : kinshou@ff-inc.co.jp

(続く)